

# 議会だより



那珂川町

# なかがわ

2008.5.10

11

●発行／栃木県那珂川町議会 ●編集／那珂川町議会広報特別委員会  
電話0287(96)2112 e-mail gikaigiji@town.tochigi-nakagawa.lg.jp



## 主な内容

- ①第3回臨時会(議会構成) ..... 2
- ②第2回定例会 ..... 2~4
- ③一般質問 ..... 4~14
- ④議会改革調査特別委員会報告 ..... 15~16
- ⑤議会のうごき・編集後記 ..... 16

## 第3回臨時会

平成20年第3回那珂川町議会臨時会は、5月2日に招集され、正副議長の選挙、常任委員会委員の選任等が行われ、議会構成が決まりました。

議長に小川洋一議員、副議長に薄井和平議員が選挙の結果当選されました。

常任委員会等の構成は、下記のとおりです。



薄井和平副議長



小川洋一議長

常任委員会等の構成

委員会の名称	委員長	副委員長	委員			
総務企画常任委員会	岩村 文郎	原田 照信	福島 泰夫	川上 要一	薄井 和平	大金 伊一
教育民生常任委員会	阿久津武之	鈴木 和江	鈴木 雅仁	石田 彬良	大森 富夫	小川 洋一
産業建設常任委員会	橋本 操	小林 盛	益子 明美	大金 市美	桑原 勇一	杉本 益三
議会運営委員会	川上 要一	石田 彬良	岩村 文郎	阿久津武之	橋本 操	大金 伊一
議会広報特別委員会	益子 明美	鈴木 雅仁	小林 盛	福島 泰夫	川上 要一	大森 富夫

※議会運営委員会、議会広報特別委員会については、引き続き閉会中の継続調査を行うこととなりました。

### ◆専決事項2件を承認

関係法令等の改正に伴い、専決処分を行った次の条例改正を承認しました。

### ●町手数料条例の一部改正

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、5月1日から施行されることに伴い、統計作成や学術研究に係るもので、公共性が高く、目的達成に必要なものとして、手数料の種類に戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項、届出書その他町長が受理した書類の記載事項の証明書の交付を追加したものです。

### ●町税条例の一部改正

地方税法等の一部を改正する法律が、4月30日に公布・施行されたことに伴い、税条例中の個人住民税における特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の2分の1課税の特例規定を廃止したものです。



## 第2回定例会

平成20年第2回那珂川町議会定例会は、3月4日から11日までの8日間の日程で開催されました。

平成20年度各会計予算については、5日の本会議において予算審査特別委員会を設置し、6日の各分科会において細部にわたり審査しました。7日、予算審査特別委員会からの報告を受けて、一般会計及び8特別会計並びに水道事業会計予算が賛成多数で可決されました。

那珂川町後期高齢者医療に関する条例の制定や各会計の補正予算など、町長提出議案40件と委員会提出による議案などについて審議され、原案のとおり可決されました。

また、一般質問には10人の議員が登壇しました。

一般会計予算 76億1,000万円 特別会計総額 57億6,550万円

平成20年度各会計別当初予算額

会計名	予算額
一般会計	76億1,000万円
特別会計	
国民健康保険会計	20億5,200万円
老人保健会計	1億6,900万円
後期高齢者医療会計	1億7,550万円
介護保険会計	11億1,000万円
ケーブルテレビ事業会計	17億2,700万円
下水道事業会計	3億1,700万円
農業集落排水事業会計	4,700万円
簡易水道事業会計	1億6,800万円
計	57億6,550万円

水道事業予算	収入	支出
収益的収支	2億4,060万円	2億4,060万円
資本的収支	1,440万円	1億1,356万5千円

### 後期高齢者医療特別会計

総額1億7,550万円を新設  
ケーブルテレビ高度化事業  
平成21年4月開局、小川地区に着手

※予算の内訳等については、広報なかがわ4月号をご覧ください。

議会改革調査特別委員会提出の「那珂川町議会の議員の定数を定める条例の制定について」及び「那珂川町議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定について」の2議案を可決

## 今回の選挙から

### 議員定数を15名に

#### ◆議会の議員の定数を定める条例の制定

町議会の議員の定数を15人とすることを定めたものです。この条例は、平成20年4月1日以後の一般選挙から適用されます。

### 議員報酬を5%削減

#### 4月分から

#### ◆議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間、町議会の議員の報酬月額を現行の額から5%減額するものです。

## 新副町長に

### 佐藤 佳正氏が就任

泉 正夫副町長が三月三十

一日をもって退任することに伴い、定例会最終日の十一日、「副町長の選任同意について」の議案が提出され、審議の結果、新副町長として佐藤佳正氏（小川）の選任が同意されました。

#### ◆平成20年度那珂川町各会計予算の議決

平成20年度各会計予算については、3月5日、議会に予算審査特別委員会を設置しました。翌6日は、その審査にあたり、3月7日の本会議において、鈴木和江予算審査特別委員長からの「原案のとおり議決すべきもの」との報告を受け、賛成多数で可決されました。なお、予算審査特別委員会は、担当する常任委員会ごとに分科会を組織して審査にあたりました。各分科会からは、次のとおり要望意見が出されました。

#### ●総務企画分科会

- ①町税等の収納率の向上を図り、自主財源の確保に努められたい。
- ②ケーブルテレビ高度化事業について、加入率の目標を達成するため、特段の取り組みをされたい。
- ③自立した財政基盤の確立を目指し、引き続き行財政改革の推進に努められたい。

#### ●教育民生分科会

- ①学校給食においては、食の安全を確保できる食材を選定するとともに、一層の地産地消を促進されたい。
- ②統合保育園、幼稚園の建設に当たっては、地域住民とコミュニケーションをとり、意見を集約して、より利用しやすい環境にも配慮した施設の設置に努められたい。

#### ●産業建設分科会

- ①事業執行に当たっては、各課連携をもって確実かつ効率的な予算執行に努められたい。

#### ◆平成19年度一般会計補正予算の専決処分の承認

原油高騰対策として、暖房用灯油の購入に対して援助を行う、ぬくもり灯油券支給事業費240万円を補正した専決処分を承認しました。

#### ◆人権擁護委員の推薦

現在、人権擁護委員として活躍されている大金進氏（再任）の任期が平成20年6月30日で満了となるため、引き続き人権擁護委員候補者として法務省に推薦するための議案が提出されたもので、異議なく賛同しました。

#### ◆町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定

職員の公務に関する能力の向上のため、大学等課程の履修又は国際貢献活動に対しての自己啓発等に係る休業について、必要な事項を定めました。

#### ◆町後期高齢者医療に関する条例の制定

今年4月にスタートする後期高齢者医療制度に関して、町が行う事務や保険料などについて、定めました。

#### ◆町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、関係する4つの条例を改正しました。

#### ◆町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正

学校教育法の改正に伴い、条項を改正しました。

#### ◆特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

美術館嘱託学芸員を新たに加え、農業連絡員など5項目を削除しました。

#### ◆町体育施設条例の一部改正

健武体育館、武茂体育館を新たに加えました。

#### ◆放課後児童クラブ条例の一部改正

小川放課後児童クラブの位置を改め、収容定員を馬頭放課後児童クラブ35人、小川放課後児童クラブ20人に改めました。

#### ◆ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正

後期高齢者医療制度が4月に施行されることから、医療助成対象者を後期高齢者医療制度の被保険者であることを条件としました。

#### ◆特定疾患患者見舞金の支給に関する条例の一部改正

特定疾患患者見舞金の額を月額3千円に改めました。

#### ◆国民健康保険税条例の一部改正

介護納付金の課税額の限度額を8万円から9万円に改めました。

#### ◆介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正

政令の改正により、税制改

正の影響を受けるものについては、保険者の判断により保険料を引き下げることができるとされたことから、必要な条例の整備を行いました。

#### ◆町営住宅条例の一部改正

#### ◆町有住宅管理条例の一部改正

町営住宅・町有住宅に入居できる者の資格に「暴力団員でないこと」を加えたものです。また、そのことに関して、警察署長の意見を聴くことができるものとなりました。

#### ◆企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

関係法令の改正に伴い、町条例の一部改正を行いました。

#### ◆障害者福祉作業所条例の廃止

障害者福祉作業所条例を廃止しました。

#### ◆平成19年度各会計補正予算の議決

##### ●一般会計

歳入で町税、繰越金、県支出金などを増額し、基金繰入金のうち財政調整基金、地域振興基金などを精査し、減額しました。

歳出では、教育費の馬頭中学校施設整備費、総務費の職

員退職手当組合特別負担金、ケーブルテレビ事業特別会計への繰入金、衛生費の老人保健特別会計繰入金、民生費の国民健康保険特別会計繰入金、後期高齢者医療事業費などをそれぞれ増額しました。その結果、補正予算額は3億5,760万円の増額となり、補正後の予算総額は80億1,500万円となりました。

##### ●国民健康保険特別会計

事業費の精査により老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金などを減額し、保険給付費などを増額したものです。財源は、国庫支出金、基金繰入金、共同事業交付金などを減額し、繰越金、財産収入などを充てたものです。その結果、補正予算額は208万4,000円の減額となり、補正後の予算総額は20億5,510万円となりました。

##### ●老人保健特別会計

医療給付費を減額するほか、18年度事業費の確定により、一般会計への繰出金を予算措置したものです。補正予算額は5,296万5,000円の増額となり、補正後の予算総額は18億9,190万円となりました。

##### ●介護保険特別会計

介護保険システム改修事業費、基金積立金を計上したも

ので、補正予算額は182万8,000円の増額となり、補正後の予算総額は11億1,720万円となりました。

##### ●下水道事業特別会計

公債費の繰上償還費などを計上したもので、補正予算額は5,950万円の増額となり、補正後の予算総額は4億520万円となりました。

##### ●簡易水道事業特別会計

公債費の繰上償還費を増額し、総務費、水道事業費を減額したもので、補正予算額は3,620万円の増額となり、補正後の予算総額は2億1,470万円となりました。

##### ●ケーブルテレビ事業特別会計

ケーブルテレビ高度化事業費の精査により減額したもので、補正予算額は1,200万円の減額となり、補正後の予算総額は10億9,720万円となりました。

##### ●水道事業会計

企業債の償還費を3,838万6,000円増額補正したものです。

#### ◆町道路線の廃止

#### ◆町道路線の認定

町道室町柳町線及び南町枋平線を廃止し、新たに、馬頭高校前線、枋下室町線、南町枋下線及び枋平線を認定したものです。

#### ◆栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更

連合規約の変更について、議会の議決を求めたものです。

## 一般質問



紙面の内容は、質問・答弁とも質問者自らが要約、執筆したものを掲載しています。

第2回町議会定例会の一般質問に、10名の議員が登壇

#### 3月7日(金)

○石田彬良議員

○小林 盛議員

○鈴木和江議員

#### 3月10日(月)

○大森富夫議員

○福島泰夫議員

○原田照信議員

#### 3月11日(火)

○益子明美議員

○桑原第一議員

○鈴木雅仁議員

○川上要一議員

- ①行財政改革の進捗状況について
- ②馬頭市街地の町堀と防災について
- ③町道都新道線について
- ④北沢の不法投棄物の適正処理について
- ⑤馬頭最終処分場に関する基本協定について
- ⑥団塊世代の誘致策について
- ⑦学校統廃合と今後の施設活用と協働のまちづくりについて
- ⑧道路特定財源の暫定税率の恩恵について
- ⑨食の安全確保と町の取り組みについて
- ⑩生活保護行政の現状と改善について
- ⑪産業廃棄物最終処分場の問題について
- ⑫地域農業振興策について
- ⑬地域医療について
- ⑭道路特定財源に係る署名問題について
- ⑮ケーブルテレビ高度化事業について
- ⑯青少年海外派遣事業について
- ⑰馬頭地区東部3小学校統合について
- ⑱地震等大災害時の救助訓練について
- ⑲住民税等の納付回数増について
- ⑳協働のまちづくりについて
- ㉑処分場問題について
- ㉒地域医療サービスについて
- ㉓有害鳥獣駆除について
- ㉔地球環境保全協定への取り組みについて
- ㉕官民協働事業（PPP）の導入について
- ㉖団塊世代問題に対する行政の取り組みについて
- ㉗結婚支援体制の環境整備について
- ㉘障害者支援について

## 那珂川町行財政改革の進捗状況は



石田彬良議員

**質問** 那珂川町は合併後、他市町より早く職員による行財政改革大綱を策定し、実現に向けて取り組んでいることは誠に喜ばしい限りである。この大綱は平成18年1月に策定され、平成22年度までの計画期間であるが、2年目が経過したところで次の点について伺う。

①人事評価システムの導入に向けてどのような進め方で行うのか。

②事務事業の見直しの中で、目標を達成したと思われる事業の内容と数について

③定員適正化計画における職員数は、人口100人に対し1人であるが、当初目標を達成することができるか。

**答弁（町長）** 定員適正化計画では19年度末に4名削減の予定であったが、一挙に24名の大幅退職となり、実質17名

の減となる。財政計画についても概ね順調に削減されてきたが、本年度は大幅退職に伴う退職金負担額が約8,000万円程度増加する。財政状況が厳しい中で、より一層行財政改革を推進し、併せて職員の意識改革、人材育成を図ることも大変重要なことと考える。

**（企画財政課長補佐）** ①人事評価システムの導入に向けては評価の試行を経て、平成21年度に制度の運用を目指している。

②事務事業の見直しの中で対象としているのは56事務事業であり、平成19年度は自治会や行政区の見直しを始め、21事務事業について取り組みを行い、現時点では約1億円の財政効果を見込んでいる。

③定員適正化計画では本年4月1日現在で合併時点の職員数300名を5%削減し、285名としているが、実際にはその倍となる103%削減の269名となる見込みであり、職員200名体制への移行は遠からず可能と思われる。

## 馬頭市街地の町堀と防災対策は

**質問** ①現在、町堀の水量は極端に少なく、防災上の役割を果たせないと思うが、どう考えるか伺う。

②町堀の水量の調整は、どのように行われているのか伺う。

③水量が少ないために悪臭の出ているところもあり、武茂川への排出口はヘドロに覆われている。調査の上、善処すべきと思うが、どう考えるか伺う。

**答弁（建設課長）** ①②市街地の町堀は、馬頭町史によると、明治14年に防火用水、生活用水、農業用水の確保を目的に整備されている。水量を適正に調整するために取水ゲートの管理を町が行っており、藤沢地内や新町地内に分水の調整ゲートを設置して、この操作を地域の方をお願いしている。

町堀は当初から防災が主たる目的であったが、消火栓や防火水槽等が設置された現在でも、町堀が防災上不可欠な施設であることに変わりはない。湯水期には町内の各消防分団に町堀の水量に注意を払

うよう協力を求めていきたいと考えている。

③町堀は生活様式の変化に伴い排水路としても利用され、悪臭の原因となる生活雑排水が流れ込んでいるのが現状であり、水質保全や悪臭問題の解決のためには下水道の普及率向上が不可欠であり、加入率向上のため努力していく。

## 町道都新道線の整備について

**質問** ①町総合振興計画の平成20年度道路改良工事予定路線であるが、昔からの町並みで狭い箇所もあり、拡張改良工事を行うには相当の時間と予算を要すると思われるが、どのように進めるのか伺う。

②朝の通勤通学時間帯は交通量が非常に多量中、子供達が通学路として使用しており、通学時間帯の交通規制はできないか伺う。

**答弁（町長）** 町長就任時に開催した地域懇談会において、田町地区から強い要望があり、危険であることは十分承知している。今年度から3カ年計画で公園整備を行っており、公園整備と併せて通学路の安全確保を図っていきたい。

**（建設課長）** ①早急に整備

を図る必要があることから、平成18年度に整備に向けて調査費を計上し、地元地権者と関係者に対して説明会を開催した。その後、用地調査を行ったところ、公図と現況に大幅な違いがあり、用地の確保が非常に困難であることが判り、現在、公図の確定を行うために地籍調査を実施している。地籍調査は平成20年度に完了する予定となっている。

②交通の規制は交通管理者である警察署の所管であるが、周辺住民の意向を調査した上で要望等を検討したい。



都新道線田町側交差点

## 北沢の不法投棄物の 適正処理について



小林 盛議員

も訴え続けてきた。

私は、法律による解決を県や町に求めているが、「処分場を作って解決するしか方法が無い。これが実現可能な唯一の方法」という言い方をしている。法律では平成9年以前に不適正に処分された産業廃棄物であって、地域住民の生活に支障をきたす。又は将来支障をきたす恐れがある場合は、早期に全ての事案について問題解決を図るものと記されており、直ちに措置命令を出し、排出者責任を厳しく追及して原状回復を図りなさいとなっている。

**質問** 県と町は、北沢の不法投棄物を適正に処理するために処分場を作って処理するとして住民を説得してきたが、それが本当に適性処理と言えるのか。北沢地区に不法投棄された産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて適正に処理されるべきであるということ

を、これまでに何度も述べてきた。この法律は平成15年に改正され、不適正処分の行為者及び産業廃棄物の処分に至るまでの間に適正な処理の実施を確保することを怠った者に対して支障の除去を負わせることと決められている。これは、平成9年以前の不法投棄についても適用され、北沢の不法投棄問題のような事案の解決のためにも適用できる。また、産廃特措法の適用が可能であることを私自身が環境省に確認していること

処分することであり、どこが適正処理なのか伺う。

**答弁(町長)** 北沢の不法投棄の解決方法については、町としても幅広い視点から検討し協議してきた。町としては、全量撤去による恒久対策が不可欠との考えから、県営の最終処分場を建設して解決を図ることが実現可能な最善の方法と考えている。

**(環境整備対策室長)** 町としても、県に代執行の要請をしたが、当時の法律では要件を満たさなかったこと。現在は遡及して適用されるが、現実的に代執行の実効性に欠くとの県の判断から、苦渋の選択をした。

### 馬頭最終処分場に関する基本協定について

**質問** 町と県は馬頭最終処分場に関する基本協定を締結したが、内容は、平成16年に町長が県に提出した県営処分場受け入れに対する要望事項をなぞったものとなっている。県は、当初からこの要望については最大限に努力すると明言してきたのに、処分場予定地の買収が4割強に過ぎない段階で、なぜ協定締結を急いだのか伺う。また、協定締結は県と町のどちらから要請し

たのか伺う。

この基本協定は法律的には拘束力のないものであり、協定が結ばれたからといって処分場建設に直接直結するものではない。また、協定の内容も具体的な内容が盛り込まれていない。県が面倒見てくれるというムードだけ漂わせて、いざ問題が起ると、それは処分場が原因とは言えないということになるのではないか。

**答弁(町長)** 平成16年4月に県営処分場の設置と4項目の要望を行い、これまで県と町との信頼関係のもとに事業を推進し、県の事業推進にも協力してきた。今後、県との一層の推進強化を図るため、事業の着実な推進、町の地域振興の支援等、基本的な考え方を明確にする趣旨で県との協議をした。基本協定は、これからも、それぞれが信頼関係をもって、この事業を推進していく上では大変重要な位置づけと考えている。また、安全面に対しても県に再確認してもらいたいという意味もある。



### 団塊世代の 誘致策について

**質問** 団塊世代の定年退職が始まり、県でも2地域居住型の栃木暮らしを提案するなど、他の自治体では団塊世代の呼び込みにも必死である。当町は、県内でも最も過疎化の進行が早い町に挙げられるのではないかと思うが、減り続ける町の人口を少しでも維持するための施策の一つとして、団塊世代の人達を呼び込むために、豊かな自然と清流那珂川の流れる町をもっとPRすべきと思うが町の考えを伺う。

**答弁(町長)** 平成19年度から田舎暮らしを推進するため、いきいき自然の栃木田舎暮らし支援事業に取り組んでいる。田舎暮らし志向の強いといわれる団塊の人と地域住民との交流をはじめ、2地域居住や農業体験等を通して地域経済の活性化を図っていききたい。また、それらのプランを構築するための受け入れ態勢の整備やワークショップの開催、空き家調査等を行って都市住民に発信している。団塊世代の誘致については、先進事例等を参考にしながら、町有地の有効活用の観点からも十分検討していきたい。

# 学校統廃合と今後の施設活用と 協働のまちづくりについて



鈴木和江議員

**質問** ①統廃合により廃校となる学校施設の活用方法については、これまでの経緯の中で、地域との協議を進めながら有効な活用を見出すとの見解であると認識している。

学び舎として通学した学校は心のよりどころとなっている。統合した後の学校施設を取り壊すのではなく、廃校施設を活用し、町内外の人々の交流活動の場に転用するなど、地域活性化施設等への転換を図ることができないか伺う。

②廃校施設の活用については、教育分野で検討するのではなく地域振興の観点から検討する必要があると考える。今後の活用は企画財政課の取り組み如何にかかっている。歴史、自然、特産品などの地域資源を生かしてどのようなまちづくりを推進していくのが、具体的な取り組み方策に

ついて伺う。

③職員が先進自治体の視察研修を行い、全職員に研修報告をしたと聞けが、視察の成果を広く町民が知るところによって、協働のまちづくりが一層推進できるのではないかと。C T B放送等を通じて視察研修の成果を町民に情報提供することによって、さらに理解が深まるのではないかと。研修成果について町民向けの番組提供ができるか伺う。

④平成21年4月には大山田、谷川、大内の3小学校の統合が予定されているが、具体的な方針が決定していない中で保護者は大変心配している。町はどのような方針で進めるのか伺う。

**答弁（企画財政課長補佐）**

①②武茂、健武小学校体育館については、条例を改正し、町が管理を行い活用を図ることとなっている。廃校舎等の活用方法については、庁内関係課で組織する検討委員会等で検討すると共に、地域住民の意見・意向を伺いアイデアを出し合いながら地域活性化に結びつく活用を図りたい。

③協働のまちづくりについては、職員で構成する研究会を設け、先進地視察を行うなど当町の実情に合った協働のまちづくり推進計画の策定に向け調査研究を進めている。C T B放送を通して、現在行っている各自自治体の協働のまちづくりに関する内容等情報の提供と、併せて町民参加の呼びかけも必要と考えている。また、地域に担当職員を配置して地域と行政が一体となって協働のまちづくりが進められるよう検討している。

**（教育長）**

④東部3小学校の統廃合については、馬頭東中学校を統合校として使用する計画が進めてきたが、地域や議会等から東中学校の使用については再度検討してはどうかとの意見があり、これらを踏まえて地域説明会を実施してきた。統合については、概ねやむなしの意見ではあったが、各々地域から様々な意見があった。平成21年度に統合する計画を進めてきたが、現時点では合意形成に至っていないことから、計画年次にこだわらず、統合校についても選択肢を広げて再検討を行うため、東部地区学校統廃合検討委員会を設置し、地域との合意形成が得られるよう、統

廃合に不安をもたれないよう努力をしていきたい。



旧健武小学校

## 道路特定財源の暫定税率の恩恵について

**質問** 国において、道路特定財源の暫定税率については、廃止か、延長かの議論がされているが、当町では、この暫定税率の恩恵をどのくらい受けて、どこに使われたのか、平成20年度予算の中でも暫定税率の維持を前提とした予算が組まれているが、暫定税率が3月で廃止された場合、その減収分の穴埋めはどうするのか伺う。また、現在行われている国道461号の整備状況と今後の計画について伺う。

**答弁（町長）** 道路特定財源については、国、地方合わせ

て5兆6,000億円といわれている。暫定税率が廃止になると道路特定財源は概ね半減することになる。現在、1億9,000万円が町の収入になっているが、暫定税率が廃止されると1億円を切るのではないかと予想している。

現在、この特定財源の恩恵を受けて本町舟戸線、大山田立野線の2路線を国庫補助事業として整備しているが、道路特定財源が不足すると、道路整備計画の期間延長や中止も余儀なくされる。また、そのほかの道路改良、舗装、修繕等においても状況が悪化することが懸念される。現在進められている国道293号バイパスや国・県道整備についての影響も深刻であり、今後、町の振興にも大きな影響が出てくるものと考えている。

町は道路特定財源の堅持を国県に要望しているが、議会においてもさらなるご協力をお願いしたい。

国道461号の整備については日ごろよりあらゆる機会を通じて国県に要望している。現在の状況からすると厳しい面があるが、地域においては欠くことのできない社会資本であることから、今後なお一層推進に向けて努力したい。

# 食の安全確保と町の取り組み



大森 富夫 議員

区町施設の調理室で行っており、衛生面に十分配慮し注意して調理に当たっている。

## （教育次長兼学校教育課長）

② 学校給食センターでは、日常の調理作業はもとより、施設、設備についても衛生管理の徹底を図り、学校給食の安全確保に努めている。

## （農林振興課長）

③ 農産物直売所や農協、和牛部会など関係機関と連携し、地元農産物を取り入れた学校給食の推進や地元農産物を使用した料理研究を実施している。

## ④ 町内全小学校での食育実践授業や学校給食を通じた栄養指導、乳児相談、親子わくわく塾等、様々な機会に食習慣の啓発、指導を行っている。

**質問** ① 食の安全性について重大な問題が起きているが、この問題に対する町長の認識について伺う。

② 学校給食の安全性はどのように確保されているか伺う。

③ 食の安全確保の一環として地産地消を推進すべきではないか伺う。

④ 食育について、どういった実践がなされるのか伺う。

⑤ 配食サービス等における安全対策はどのようなになっているのか伺う。

## 答弁（町長）

① 国においては、今後より一層検査体制が強化され、県においても監視、指導と検査体制の充実が図られるものと考ええる。町においても関係団体と連携を図り、一層推進しなければならぬと考ええる。

⑤ 現在、民生委員、ボランティアの協力を得て行っている。調理は馬頭、小川の各地

## 生活保護行政の現状と改善について

**質問** ① 保護申請の受付は、申請しやすいような窓口対応に改善されたか伺う。

② 相談件数と受付数の推移について伺う。

③ 民生委員の活動状況について伺う。

④ 保護対象とならなかった

方への対応について伺う。

## 答弁（健康福祉課長）

① 町が申請窓口、県福祉事務所が所管となっている。申請の相談については、今までも十分な対応ができており、受付けが困難ということはない。

② 平成19年度現在までの相談件数は15件であり、3件が保護の申請に至り、12件は生活保護制度の要件に該当しない状況であった。

③ 毎月、定例会を開催し各地区の状況等の把握、困難事例等への対応策について情報等の意見交換を実施している。また、研修会等に参加して必要な知識の習得に努めている。

④ 生活保護を受けるためには、各自がその能力に応じて最善の努力をすることが先決であり、自助努力に対する助言や指導を行っている。

## 産業廃棄物処分場の問題について

**質問** ① 町民に何の説明もなく、なぜ今「基本協定」を締結したのか伺う。

② 県は正式に許可申請を提出したが、町民合意がないままに事を進めている。現時点における町長の見解を伺う。

③ 用地買収ができない場合は処分場の建設はできない。既

成事実を積み上げながら少しずつ進めていくというやり方は中止すべきと思うが、考えを伺う。

④ 県の事業推進担当を町内に設置すると聞いているが、それならば、町が処分場に関して3人も町職員を配置する必要はないと思うが、この点について伺う。

⑤ 不法投棄物の危険性については誇張され、真実が語られていないのではないかと伺う。

## 答弁（町長）

① 今後より一層の連携強化を図ると共に、事業の推進や町への地域支援と処分場建設に当たっての基本的事項を確認するため、協定を締結した。

② 馬頭最終処分場の設置許可申請については、事業推進のため、事業主体の県が行った事務手続の1つであると認識している。

③ 用地取得についても、引き続き地権者の理解が得られるよう、町としても出来る限り協力していきたい。

④ 町の環境整備対策室は、北沢の不法投棄物の適正処理に当たって、町の政策決定のための調査研究や地域振興等が主な業務で、県との総合的な窓口として、その役割に差異があり、町として今後も必要な部署と考えている。

## 道路特定財源に係る署名問題について

**質問** ① 県からの要請による署名について、町長はどのように対応したのか伺う。

② 署名について、いつ、誰が、どのようにして集めたのか。公務中であれば公務員法に違反するのではないかと伺う。

## 答弁（建設課長）

① 県から文書により依頼があり、職員及び商工会に署名協力をお願いした。あくまで個人的な意思での署名をお願いした。

② 建設課職員が昼休みに各部署に配布し、署名を届けてもらった。知事が軽率だったと表明しているが、町としても同様に考えている。

（他に地域農業振興策及び地域医療についての質問項目がありますが、紙面の都合により、掲載を省略させていただきます。）



# ケーブルテレビ全町開通まで あと一年



福島泰夫議員

**質問** ①第1次申し込みの締め切りが3月末日となっているが、申込書の発送数と回収率はどのくらいか、また、回収率向上の方策を伺う。

②住民に愛されるケーブルテレビになるためには、現在のCTB自主放送を単に継続するのではなく、さらにインパクトのある番組制作が必要である。また、21年4月に事業を開始するには、20年度中にスタッフの充実、育成教育等も必要であるが、その予定と方法を伺う。

**答弁（高度情報化推進室長）**

①発送数は5,789世帯で、2月現在の回収率は、馬頭地区が38%、小川地区が18%である。加入希望調査での馬頭地区77%、小川地区55%から見ると低い状況にある。申し込み内容が新たなサービスが加わり複雑となる一方、



CTB放送センター内

内容がわからなくて迷っていることが原因と推察するので、新年度の4月から行政区単位を基本とした説明会を開催する。また、各種団体、集落単位でも随時開催したい。

②放送部門では、デジタル機器での番組製作技術研修に職員を派遣し、番組内容については、放送番組審議会の意見を伺って充実に努めたい。

**（CTB放送センター室長補佐）** ②放送番組審議会の委員は、小川地区からの選出を考慮し人選する。また、番組については、審議会のほか、関係機関や住民から意見、アイデアを頂き研究したい。

# たくさんの人を ホースヘッズに

**質問** ①今回の青少年海外派遣事業には町長も同行すると聞いているが、その目的、日程、予算を伺う。

②青少年12名、団長、職員2名の合わせて15名の派遣団員の費用を伺う。また、町長と団員の費用の差に特殊事情があれば伺う。

③今回の派遣団員は、青少年12名募集のところ26名の応募があったと聞く。合併前は旧小川、旧馬頭合わせて20名以上を派遣していたと考えられる。受け入れ側の関係でこれ以上増やせないとのことであるが、今回は町長が同行するのであるから、村の受け入れが一杯であるならば、ホースヘッズ村の方々の人脈を頼り、近隣の地域に協力してくれる人がいないかなど、派遣人員を一人でも増やす方策を探る考えがあるか伺う。また、今後、社会人の派遣についても考えがあるか伺う。

**答弁（教育長）** ②今回の交流のための町補助金は360万円、団員から10万円の個人負担を頂き、合計480万円が総額となる。

町長の費用は、長時間のフライトであり、現地で順調に日程をこなしてもらおう健康面での配慮がある。さらに、団員がホームステイする間、ホテルに泊まるので若干割高になることを理解願いたい。

③高校生は2年生時に派遣され、在町一年で町外に出て行ってしまふこともあり、また、都市部に就職してしまふこともある。厳しい予算の中から海外派遣しても、都会のための海外交流ではないかという指摘もある。在町する青少年の派遣についても、これから大いに検討していくべきだと考える。

**（生涯学習課長）**

①合併後、町長としてホースヘッズを訪問したことが無く、村からの招請もあり、改めて姉妹都市としての意思確認を行い親善を深めるために訪問する。

日程は、3月13日に派遣団員と一緒に出発し、ホースヘッズ村での交流を行い、この間に姉妹都市の盟約締結と友好のため「さくら公園」落成式に出席するな

どして、3月20日に帰国を予定している。

予算は、随員の職員一名が同行し、旅費、宿泊料の経費で156万2千円を予算化している。

③那珂川町は、交流事業を町が行っているが、ホースヘッズ村ではボランティアによって行われている。合併して昨年は14名を派遣したが、ホストファミリーを見つけないで大変苦労したと聞いたので、今回は12名の派遣としたが、議員指摘の点について、今回の訪問時に増員が図れるかどうか話し合ってきたい。



ホースヘッズ村での交流

# 馬頭地区東部3小学校統合の町の考えは



原田照信議員

**質問** ①馬頭地区においては以前より小中学校の統廃合が検討され、本年度は、馬頭東中学校と健武、和見、武茂小学校の4校が関係者出席のもと厳粛に閉校式が行われ、それぞれの長い歴史に幕をおろした。



大内小学校

続いて来年度は東部地区の大山田、谷川、大内の3小学校が馬頭東中学校を改修して統合小学校になるものと思っていた。

保護者や地域の方々には東中の写真入りパンフレットを配布して説明してきたため、多くの関係者は東中を改修して統合小にするものと思っていたが、昨年11月に開催された説明会において、東中の利用は防犯上の安全面や改修費用の問題、高台で冬季は寒い等の理由から統合先が白紙の状態にある。現在の統合に対する町の考え方を伺う。

①東部3小学校の統合をどのように考えているか伺う。  
 ②本年3月中に保護者を対象に説明会を開くと聞かすが、将来入学予定の子を持つ関係者まで広げべきと思うが、どのように考えるか伺う。  
 ③複式学級という極めて悪い環境の場を見がまとまらないからいつまでも放置しておく訳にはいかないと、思いますが、どれくらい調整期間を考えているのか伺う。  
 ④統合にあたっては、保護者の考えを優先することのことであるが、

保護者と地域の考えが合わない場合は、保護者の考えを優先するというところで良いのか確認する。

**答弁（教育長）** ①学校は、在校生はもちろん、将来入学する子供たちのための学校でもあり、地域の財産でもある。統廃合にあたって地域ごとに様々な意見が出て当然だと思つ。ベースとしては、現在のところ3校を1校に統合する考えをもとにしながら、改めて保護者の意見を聞き、意見を優先して進めたい。いずれにしても、地域の子供たちの将来を第1に考えて進めたい。

②これから小学校に入る保護者にも枠を広げていくことも検討したい。



谷川小学校

③平成20年度から大内小は完全複式となる。いつまでも合意が得られないからといって放置できるものではない。出来るだけ早い方が良いが、結論ありきではなく、平成21年度中には結論が見えるよう



大山田小学校

努力目標にしたい。

④4月末ごろの段階で早めに検討委員会を立ち上げたいと考えている。委員会には地域の方々も入るようになり、準備をしており、子供の将来という点

では、地域も保護者も同じ考えであると思つので、それは理解いただけるものと思つている。

## 災害時の救助訓練計画は

**質問** 今、地球規模で地震の活動期に入ったと言われているが、活断層が無数に走っている我が国において、いつ、どこで大地震が発生してもおかしくない状況にある。大地震や風水害により当町に甚大な被害が生じたことを想定し、災害救助訓練等を行う考えがあるか伺う。

**答弁（総務課長）** 現在、町の防災対策を定める那珂川町地域防災計画を策定中であり、町防災会議の承認を得て県と

計画書の協議を行っている。防災訓練については、この計画に掲げており、今後、地域住民向けの災害時の初動マニュアルを作成して実施していきたい。当面は、地震を想定した訓練を計画していきたいと考えている。また、計画を作つて完成ということではなく、実践に向けて地域住民を巻き込みながらの訓練、或いは予防をしていきたい。

## 住民税等の納付回数について

**質問** 国から地方への税源移譲に伴い、住民税が増える形となった。これまで非課税であった方の中にも住民税を負担する方が出てくるが、滞納を減らす上でも、また、全ての納税者が納付しやすいようにするためにも納付回数を国民健康保険税と同様の8回くらいにできないか伺う。

**答弁（税務課長）** 地方税法により住民税の納期は4期と規定されており、全国的に、画一的に処理されることを要請していると解され、納期数の増減については、単に納税者の納付困難により納期を増やすことは適当でないとの行政実例が示されている。

## 協働のまちづくり、第一歩は 行政の意識改革と行動から



益子明美議員

**質問** ①協働の原則とは具体的にどのような考え方であるか。市政のどの部分を市民に補ってもらい、市民は具体的にどのような行政に参画できるようになるのか伺う。

②協働の町づくりで市民にとっての一番のメリットとは何か伺う。

③地域担当職員制度とは具体的に職員にどのような役割を持たせることを考えているのか伺う。

④町民主導の町づくりは既に始まっており、花の風まつりでは、行政に頼らない市民の企画運営がなされていて、ゴールデンウィーク中には町外から訪れる観光客も年々増加している。町内をめぐる足として、町営バスの臨時便の増加やマイクロバスの貸与など、側面からの協力をすべきではないか。

の充実とパブリックコメント制度を確立していく必要があると考える。

②地域においては、コミュニティの希薄化が進行し、心のふれあいや助け合いの精神が薄れてきている。現在、町では農地・水・環境保全向上対策事業や中山間地域等直接支払事業を実施しているが、地域単位での助け合いの精神が根付くものと考えている。協働が進み住民主体の町づくりが各地で行われることにより、地域の活性化が生まれる事も期待される。

③地域職員担当制度とは、職員を地域ごとに配置し情報の共有をすることにより、地域住民と職員が一緒になって生活に身近な課題の解決や地域のあるべき姿などについて意見の交換などを行うもの。地域に職員を配置する事で地域の考え方や要望など地域の現状を把握でき、これらを集約することにより市政に反映することが可能となる。

④花の風まつりは町内の会場が分散していることから、町営バスの運行には困難さがある。町営バスの臨時便の運行やマイクロバスの貸与については、関係者や関係団体からの要望を伺うことや参加者

数など実態を調査して検討していく。

### 地域住民の合意がないのに なぜ今、基本協定か

**質問** ①処分場予定地地権者、搬入路地権者、地元住民の反対があり、合意のない状況下での基本協定締結は住民をないがしろにしている。この締結を契機に合意形成に努めると言っているのは具体的にどのようなことをするのか伺う。

②県の用地買収が4割というこの段階で、設置許可申請をするのは行き過ぎ、という考えは町にはないのか。

③事業推進担当の県職員は何名配置され、具体的にどのような仕事をするのか伺う。

④住民監視システムとして利用するための情報基盤の整備に対する助成が県の新年度予算で出されているが、住民監視システムの具体的な内容はどのようなものか伺う。

⑤12月議会で町長は、基本協定ではないもので、住民を交えて協定を結ぶと答弁した。この基本協定にも住民は不在だが、いったいどんな協定を住民と結ぶと考えているのか、具体的に示して頂きたい。  
**答弁** (環境整備対策室長)

①～⑤これまでも住民の合意形成に向けて努力をしてきた。新年度から県の事業推進担当事務所が設置される事になり、地域住民と、より密に接していけると思っている。

2月12日に締結した基本協定は、これまで町が県に要望してきたものを基本に文書で再確認したものである。県の設置許可申請は、事業推進の事務手続きを進めたものと認識している。県の事業推進担当の職員数は現時点で公表されていないが、業務については、相談窓口の常時開設、用地交渉等が考えられる。住民監視システムは、町の高度情報化事業で整備するネットワークを利用し、処分場の映像を情報公開すると聞いている。環境保全協定等その他の取り決めは今後、県と協議する。



# 地域医療サービスについて



桑原勇一議員

事故の場合は消防署、警察署が対応しているが、昼間・夜間の時間帯、場所によって異なり、ケース・バイ・ケースで対応している。ひとり暮らしの高齢者の急病の場合には、民生委員、消防署が親族との連絡先等を十分把握している。

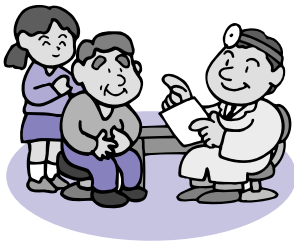
**質問** ①町内に救急指定病院がないため、那須烏山市、さくら市、大田原市などの救急指定病院に搬送されている。急病、交通事故等のとき、家族との連絡はどのように対応しているのか伺う。

②独居老人に対しての声かけ運動等地域ぐるみ運動の計画があるか伺う。

③緊急通報システムを独居老人全世帯に設置する計画があるか。また、現在の高齢者世帯数、独居老人世帯数、システム設置数を伺う。

**答弁** (健康福祉課長)

①急病、交通事故等における家族等の連絡対応は、昼間・夜間の時間帯、場所によって異なり、ケース・バイ・ケースで対応している。ひとり暮らしの高齢者の急病の場合には、民生委員、消防署が親族との連絡先等を十分把握している。



事故の場合は消防署、警察署が対応しているが、昼間・夜間の時間帯、場所によって異なり、ケース・バイ・ケースで対応している。ひとり暮らしの高齢者の急病の場合には、民生委員、消防署が親族との連絡先等を十分把握している。

②独居老人に対しては、民生委員を通じ実態を把握し、見守りを行っている。そのほか、給食サービス等により見守り、状況等の把握をしている。今後、新聞配達員や郵便配達員等の協力も得たいと考えている。

③現在、各地区民生委員を通じて健康状態を見ながら設置申請を頂いており、順次整備していききたい。また、今後、現在進めている高度情報化システムの活用も検討したい。

現在の高齢者世帯数は、2人暮らしが558世帯、ひとり暮らしが427世帯であり、2月末現在で、56人に対してシステムを設置している。

# 有害鳥獣(イノシシ)駆除について

**質問** 本町においてもイノシシによる農作物被害は深刻である。そこで次の点について伺う。

①イノシシの駆除を1年間通じて許可をしようか。

②わな猟の許可人数とわなの数は。また、年間のイノシシ捕獲数は。

③捕獲や資格取得に経費がかかるが補助金を出せないか。

④わな猟の免許講習会の開催場所は。

⑤捕獲したイノシシを町で買い上げる考えがあるか。

**答弁** (農林振興課長)

①イノシシの捕獲は、鳥獣保護法に基づき、被害対策をしても被害を防ぎ切れない場合等において、申請により期間を定めて許可が出されている。平成20年度は、急増しているイノシシの個体調整ということから、年間を通して許可を出す予定となっている。

②有害鳥獣捕獲の許可人数は現在、約15名である。くくりわなと箱わなは全て個人所有であり、当町では、くくりわなのみで駆除を実施している。今後、箱わなを町で何基

が購入し、試験的な実施を検討している。平成18年度は108頭の捕獲数である。

③現在、捕獲は猟友会に依頼して実施しており、町から有害鳥獣捕獲委託費として各猟友会に年20万円支出している。今後、その他の取得等に関する補助要望等については、茨城、栃木両県鳥獣害防止対策協議会において実施している鳥獣害防止総合対策事業の中で、箱わな等の補助も含め

て検討したい。

④講習会は、現在、県内3カ所で開催されており、当町近辺では大田原市が会場となっている。

⑤捕獲したイノシシは買い上げる考えで進めているが、平成20年度にイノシシ処理施設の設定を計画しており、現在、その管理運営計画を策定中であり、その中で検討したい。



イノシシの被害水田

## 地球環境保全協定の導入で、 森林の活性化を！



鈴木雅仁議員

**質問** 本町の基幹産業と言われている林業であるが、現状は山林の荒廃が急激に進んでいる。

東京都新宿区と長野県伊那市では、森林整備を通じての地球温暖化防止と住民交流を目指し「地球環境保全協定」を締結した。この協定は、友好提携を結んでいる自治体が連携して一方の所有する森林を整備保全することで、二酸化炭素の吸収量を増加させると共に住民相互の自然体験や地域交流を目的として結ばれたものであり、一方の自治体が財政協力し、森林保全事業により増加したCO<sub>2</sub>吸収量を、もう一方の自治体内の二酸化炭素排出量から相殺（カーボンオフセット）する。といった仕組みとなっている。林野面積12,345haを有する当町にとっても、都市

部との「地球環境保全協定」締結は、林業の維持・振興に繋がる可能性を大きく含む。

このような「地球環境保全協定」を導入する考えはあるか。また、「とちぎの元気な森づくり県民税」の活用方法も含め、これからの林業政策についてどのように取り組むのか、町の考えを伺う。

**答弁（町長）** 地球環境保全の先駆けとして新宿区と伊那市の事例が出たことは、当町としてもそれらの推移を十分見きわめながら取り組みを図っていくべきと考えます。

現在、那珂川町の二酸化炭素の排出量は約6万3千トン、吸収量は8万6千トンであり、吸収量が排出量よりも2万3千トン多い。この2万3千トン、いかに有効活用していくかという事で検討をし、町村会を通じて県に要望をしている。

森林資源の広域的・多面的機能は、環境保全上、大きく取り上げられるという事なので、地球環境保全協定の導入について十分検討をしていきたい。地球温暖化防止と那珂

川町の森林をいかに結びつけさせて、総合的な町の活性化を図っていくべきか、その基本となる協定をどの様な形で結んでいくか、これから町として積極的に働きかけをしていきたいと考えている。

**（農林振興課長）** 県民税の活用については、奥山林あるいは里山林の整備や森をはくくむ人づくりの支援で、町は里山林の整備を担当することとなる。自然景観を将来まで守り残したい里山や、通学の安全を確保するための里山などの森林整備が中心で、ボランティア活動支援、公共施設等木質化の推進など、今後、整備計画を策定して活用したい。当町における森林施策については、間伐等の推進により森林の適正管理に努めると



イワウチワの群生地

共に、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させられる森林整備を進めたい。

### 官民協働事業を検討し 行政コスト削減を！

**質問** 近年、指定管理者制度と共に官民のパートナーシップによる公共サービスの民間開放「官民協働事業」：パブリック・プライベート・パートナーシップ（PPP）を導入して、公営施設の経費削減を行う自治体（群馬県太田市など）が出てきており、これにより、公園の管理、図書館の委託、水道事業の全面業務委託など、NPO法人や民間企業を受け皿として、行政コストの大幅削減やサービス向上を図っている。

当町においても、美術館・図書館・資料館や事業収入がない公園等の施設、学校跡地の有効活用、そして現況施設のコスト削減に効果があると思うが、調査研究をし、この制度を導入する考えはあるか。また、PPP事業などの受け皿の多くが地域住民を中心としたNPO法人であるが、NPO法人の育成・設立に対するこれまでの町の取組みと振興計画における達成状況はど

うであるか。加えて、NPO設立に対する説明会の実施等、今後の具体策について伺う。

### 答弁（企画財政課長補佐）

「行財政改革推進計画」の中で、指定管理者制度の導入や導入を検討する必要があるのは、まほろばの湯「湯親館」やペンションひろせ等である。馬頭広重美術館や図書館などは検討の結果、指定管理者制度になじまないとの理由から直営と示されているが、計画を見直す際には、直営施設についてもコスト削減などの効果があるものについては、他の自治体の優良事例を参考にし、NPO法人に委託するなど、導入に向けて調査研究したい。また、NPO法人については、現在、県では栃木ボランティアNPOセンターを開設し、申請受付や説明会、法人の育成、設立までの指導を行っている。平成22年度にNPO法人に関し各種事務が県から町に権限移譲される為、移譲後、県の指導を受けながらNPO法人の育成、設立に対する説明会などを開催していく。NPO法人は官民協働事業を推進する上で必要不可欠と思われるので、今後、NPO法人の育成、設立等の支援をしていきたい。

## 団塊世代の能力を活かす 支援対策を



川上要一議員

**質問** ①退職後の団塊世代の能力を活かす支援対策等について何う。

②団塊世代の職員が退職した後の職員の確保と町組織の機能確保について何う。

**答弁(町長)** ①シルバー人材センターにおいて、積極的に団塊世代の方々の仕事を開発し、いかに仕事量を確保するか等、自分の体に聞きながら、自由な形でそれぞれの能力が発揮できるように話し合いを進めている。

**(総務課長)** ①退職職員に対する支援対策等は特にはないが、退職後、町が進めている協働のまちづくりなど、住民と行政が共に進めていくまちづくりに町職員であった経験を生かして協力、支援をいただけるものと考えている。

②10年後を見据えた定員適正化、組織機構再編実施計画

の策定に向けて準備を進めている。職員の採用等は各世代とも均衡のとれた計画的な採用に努め、適正化計画に基づき、平成27年度には人口100人当たり職員1人を目標に取り組んでいく。

### 結婚支援体制の 更なる環境整備を

**質問** 結婚相談員は、出会いの場の創設や研修会、講演など大変苦労をしているが、少子化対策や地域存続のためにも結婚成立・拡大を図ることが急務である。相談者のための環境整備が必要と考えるが、次の点について何う。

①相談員の増員について  
②相談者や相談員の活動がしやすい、更なる環境の整備について

**答弁(町長)** 那珂川町には現在、20歳から40歳代の結婚適齢者で未婚の方が男性約1,500人、女性約1,000人の合わせて2,500人いる。結婚は、当事者同士が積極的に自分の相手を見つけないと努力をしないと大変難

しい問題ではあるが、町としても結婚組数が増加すれば当然、人口も増えてくることから、積極的に諸施策に取り組んでいきたい。

**(住民生活課長)** ①相談員は設置要綱に基づき20名の方をお願いしている。相談員の増員については今後、現在の相談員と協議をしながら検討していく。昨年度の実績は、未婚者に対する相談が413人、お見合い件数が112件で、うち成婚件数は5組となっている。

②本年度から県においては、栃木未来クラブが主体となって積極的な結婚支援の体制ができ、町でも相談員に協力をしていただき、相談者に対して夜間に2回の臨時結婚相談所を開設し、成果が上がっている。また、出会いの会の開催は町単独と那須烏山市との共催により、年2回の開催をしているが、より効果を上げるため、男性参加者を対象に心構えについての事前研修会を行っている。相談員には各種研修会や講演会などに積極的に参加いただけており、今後も、相談者や相談員の意見を聞きながら活動しやすい環境整備に努めていく。

### 障害者の トータル支援を

**質問** ①障害者支援においては、乳幼児期から成人期に向けて成長に沿った一貫した支援が望ましく、縦断的支援からトータル支援への構築及び実践が取り組まれているが、担当課と支援体制の現状を何う。また、関係課間での横断的連携は取れているか何う。

②障害者福祉作業所は本年4月より、NPO法人によって運営されるが、運営には町との密接な関係維持と様々な支援が不可欠と思われる。町の今後の支援について何う。

**答弁(町長)** ②今の馬頭作業所で作業をしたいという人たちは、従来どおり作業ができるよう継続する。町としては、あくまで障害者や子供の立場で事業を継続していく。

**(健康福祉課長)** ①乳幼児期は年齢に応じて健康診査、健康相談、家庭訪問を実施し、障害が発見された場合は、医療機関との連携により支援している。また、保育施設の年中児を対象に、のびのび発達相談を実施し、養育機関と保育士、保健師が連携をとり、

状況に合った保育を行うため、医師の診断をもとに保育士の加配対策を講じている。

就学児は、適切な教育支援のため、障害のある児童・生徒に対し、特別支援学校での巡回指導訪問、専門家による検討委員会等での支援内容の検討など専門的立場から教育支援、援助に努めている。

成年期から高齢期の支援は、障害程度、社会活動、介護者居住等の状況を踏まえ、個別での福祉サービスと利用者の状況に応じ柔軟に対応できる地域生活支援事業によりサービスを提供し支援をしている。横断的連携については、保

育期から就学期は学校生活にスムーズに移行できるように入学前に幼稚園・保育園・小学校の連絡会議で情報交換を行っている。成年・高齢期においては、個別に関係機関と支援会議を開きながら横断的連携を図っている。

②新年度から地域生活支援事業に移行するため、支援事業所は、NPO法人のボランティアが地域活動支援センターとして町との協定に基づき運営する。NPO法人と綿密な情報交換、適切な対処等により、効果的・効率的な事業運営を支援していく。

町の厳しい財政状況、行財政改革の推進を勘案し、議員の定数、議員報酬等について調査するほか、情報化社会にあって、さまざまな議会運営や活性化の状況を容易に得ることができるようになり、新たな視点にたつて、議会の運営等も含めて議会の活性化を図るという観点から、議員全員を委員とする議会改革調査特別委員会を平成19年3月に設置しました。委員会では、平成19年度中会議を重ね、調査・検討し、本年3月に報告書をまとめました。その内容を報告いたします。なお、委員会構成は、次のとおりです。

議会改革調査特別委員会	委員長	小川洋一	副委員長	桑原勇一
議会活性化第1小委員会	委員長	薄井和平	副委員長	小林盛
議会活性化第2小委員会	委員長	福島泰夫	副委員長	鈴木雅仁

### 【委員会の開催状況】

議員の定数、報酬等については、委員全員で調査・検討しました。議会活性化については、委員を半数に分け、第1小委員会は、議会の組織、会議運営等について、第2小委員会は、それ以外の項目を調査・検討しました。

### 議会改革調査特別委員会 7回

- 第1回 平成19年3月9日
- 第2回 平成19年5月17日
- 第3回 平成19年7月5日
- 第4回 平成19年8月24日
- 第5回 平成19年11月19日
- 第6回 平成20年1月23日
- 第7回 平成20年2月26日

### 議会活性化第1小委員会 3回

- 第1回 平成19年7月5日
- 第2回 平成19年11月19日
- 第3回 平成20年1月23日

### 議会活性化第2小委員会 3回

- 第1回 平成19年7月5日
- 第2回 平成19年11月19日
- 第3回 平成20年1月23日

### 【実態調査の実施】

県内全町、隣接市及び県外の類似団体など、31市町に対して、平成19年10月16日から10月31日までの間実施しました。

### ●議員の定数について

合併協議会における議論及び要望等を尊重し、県内外市町に対する実態調査の結果を踏まえるとともに、町の行財政改革の進展及び財政状況を鑑みて、次期改選時から議会の議員の定数を15名としました。

### ●議員の報酬について

この結果を受けて、「那珂川町議会の議員の定数を定める条例」が制定されました。

首長の給料及び議員の報酬の減額について、調査の結果を見ると、期間を限定した条例の制定により、県内17町のうち町長の給料減額は14町で5%から30%の範囲で、議員の報酬減額は7町で5%から10%の範囲で実施している。

現在、町が置かれている厳しい財政状況を鑑み、議員報酬の現行額を5%、1年間減することとしました。

この結果を受けて、「那珂川町議会の議員の報酬の特例に関する条例」が制定されました。

### ●議会活性化について

議会改革が全国的に広がりを見せる中、インターネット

等の普及や議会ホームページの充実により、議会情報の収集が容易になっていきます。当町議会においても、原点に立ち返り、優良事例を収集し実態調査の結果を参考に、検討を重ねました。

その結果は、次のとおりですが、必要に応じてさらに研究し、可能なものから実施することとしました。また、今後の詳細な取り組みについては、議会運営に関する事項については議会運営委員会が、議会の広報広聴等に関する事項については議会広報特別委員会が具現化を図っていくものとしました。

▽**一般質問の時期**  
一般質問を会期の初めに行う方向で、先進事例を参考に検討し、改善する。

▽**一般質問の方式**  
一問一答方式等の運用、折衷方式等、検討すべきことがあることから、今後検討し、改善する。

▽**一般質問回答書の議員配付**  
答弁書の配付については、事例研究をしながら、また、執行部にも協力を求めて検討し、改善する。

▽**議会の運営に関する基準**  
議会の運営に関する基準を設置することで検討し、改善する。

▽**先例集**  
議会の運営に関する基準と併せて設置することで検討し、改善する。

▽**独自研修会**  
今後、必要に応じて独自研修会を行うこととし、議会広報特別委員会を中心に企画・実施する。

▽**ホームページ公開項目**  
今後、レイアウトを含めて、議会日程・会議結果・一般質問項目などから公開を図り、会議録の公開などについても検討する。

▽**定例会招集日の調整**  
事例研究をしながら、また、執行部にも協力を求めて、1年間の予定を年度当初に調整する方向で検討し、改善する。

▽**諸般の報告**  
諸般の報告を行うことで検討し、改善する。

▽**行政報告**  
諸般の報告と併せて、事例研究をしながら、求めがあれ

は行政報告ができるとする方向で検討し、改善する。

### ●終わりに

本特別委員会では、一応の結果をまとめるに至ったが、議員の定数に関して全国規模では、際限のない定数削減の声も出かねない状況である。議員としての活動を住民に理解されるよう議会の情報公開はもとより、議員ひとり一人の努力が必要であることを認識しなければならぬ。また、議会活性化については、方向性を出したに過ぎず、今後の作業として、更に各項目について具現化していく努力をしていかなければならない。

議会改革としては、一つの区切りにはなるものの、町議会としては、議会活性化と併せて、更に開かれた議会に向けて、不断の取り組みを続けていく必要がある。

### ●表紙写真について

那珂川町議会だより11号の表紙写真は、薄井 裕氏（白久）の撮影です。

タイトル 「春光」

### ●題字について

撮影場所 那珂川町小砂  
那珂川町議会だよりの題字は、今回の第11号から、齋藤 裕一氏（馬頭）の揮毫です。

## 人事異動

4月1日付けの人事異動で議会事務局が次のとおりとなりました。

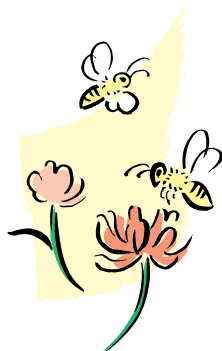
事務局長	齋藤 裕一
局長補佐	大金 ハツイ
局長補佐	橋本 民夫
併任書記	増子 定徳
併任書記	長家 佳奈子

## 新議会広報特別委員

委員長	益子 明美
副委員長	鈴木 雅仁
委員	小林 盛
委員	小島 泰
委員	福島 夫
委員	川上 要
委員	大森 富夫

## 旧議会広報特別委員

委員長	阿久津 武之
副委員長	益子 明美
委員	鈴木 雅仁
委員	大木 美
委員	川上 要
委員	井上 美
委員	薄井 和



## 議会のうごき

### 平成20年2月

- 13日(水) 秋田県横手市議会厚生常任委員会 視察来町
- 19日(火) 県町村議会議長会定期総会
- 20日(水) 南那須地区広域行政議会
- 26日(火) 議会運営委員会  
議会全員協議会  
議会改革調査特別委員会

### 3月

- 4日(火)~平成20年第2回定例会
- 25日(火) 議会広報特別委員会

### 4月

- 9日(木) 議会運営委員会
- 22日(火) 議会広報特別委員会
- 28日(月) 議会運営委員会
- 30日(水) 議会広報特別委員会

### 5月

- 2日(金) 平成20年第3回臨時会

## 議会を傍聴しませんか

皆さんの身近な問題などが審議されます。あなたも一度傍聴してみませんか。

平成20年第4回那珂川町議会定例会は、6月10日開会の予定です。議場は、小川庁舎3階です。

## 編集後記

▽ 那珂川町にも一年で一番美しい季節がやってきました。里山の木々が薄萌黄色から濃い緑に変わるのを日々眺められることの贅沢さに感謝するとともに、春の息吹を満喫しています。

▽ さて、那珂川町議会も一年をかけて議会改革特別調査委員会を設置し議論を展開してきました。調査項目は議員の定数・議員報酬・議会活性化についてでした。地方分権にふさわしい、真に住民の負託に答えられる議会づくりに資するための新たな第一歩として踏み出した結果、議員定数の削減と報酬の削減、議会ホームページの充実など、積極的な情報公開を行うよう努力することとなりました。しかし、真の議会活性化にはまだ程遠く、これから具現化に向けての更なる努力が義務付けられたと認識しています。

▽ 那珂川町議会にも、活性化の春がやっと訪れました。より一層濃い緑へと成長していきますよ、町民の皆様の叱咤激励を頂ければ幸いです。

議会広報特別委員会

副委員長 益子 明美